

未来のためにあなたが今できること

GREENPEACE

@Yoshizumi Endo/Greenpeace





© Paul Hilton / Greenpeace

ごあいさつ

気候変動をはじめとするさまざまな環境問題により、21世紀の今、地球は悲鳴をあげています。それは私たち人間の経済活動が、地球の“多種多様な恵み”を搾取し続けてきた結果です。

けれども、私たち人間はその恵みなしに生きていくことはできません。いま改めて、人間が自然を支配するのではなく、私たちもまた自然に生かされ、生態系の一部であると気づくべきではないでしょうか。

地球からの“多種多様な恵み”を将来世代に手渡し続けていくために、私たち一人ひとりの暮らしと社会のあり方が問われています。

グリーンピースは、たくさんの人たちと共に暮らしを見つめ直し、勇気を持ってそのあり方を変えようと呼び

かけ、急激に進む環境破壊を止めようと奮闘しています。

同時に「地球に良いこと」は、暮らしだけでなく、ビジネスや政策決定の場で実践されることが必要です。だからこそグリーンピースは財政的な独立を保ち、企業にも政府にもまっすぐに意見をすることをためらいません。

このような活動と信念をご寄付で支えてくださるサポーターの皆さまに、厚く御礼を申し上げます。また、グリーンピースへの遺贈寄付をご検討くださることに心より感謝いたします。

ぜひお力をお貸しください。共にこの美しい地球を美しいまま、未来の子どもたちに手渡しましょう。そのために、私たちは全力を尽くすことをお約束いたします。



Leandro Cagliano / Greenpeace



© Paul Hilton / Greenpeace



© Axel Kirchhof / Greenpeace

国際環境NGO グリーンピースとは？

50年+

1971年、カナダの若者たちがアラスカ沖での核実験に反対するために、船で現場へ赴いたことがグリーンピースの始まりです。平和を願い、環境をまもるために勇気を持って環境破壊の現場に足を運び、世界に発信する。創設以来50年以上、変わらず受け継がれてきたグリーンピースの大切な精神です。

グリーンピースは世界55以上の国と地域で3500人以上のスタッフが活動しています（2021年時点）。国籍や民族、宗教など文化的背景や年齢、ジェンダーや性的指向などの区別なく、多様性に満ちたプロフェッショナルな職員たち。社会の対立を乗り越え、全員が地球を、自然を、未来を守りたい、というひとつの使命感を共有しています。

55+

300万人+

グリーンピースの活動を支える寄付サポーターは、世界中に300万人。環境保護を願うお一人おひとりからの寄付や署名やアクションが、グリーンピースの活動を前に進め、多くの課題を解決し、社会を変えてきました。

一般社団法人
グリーンピース・ジャパン
理事長

青木 陽子





地球環境と 暮らしのために、 行動する

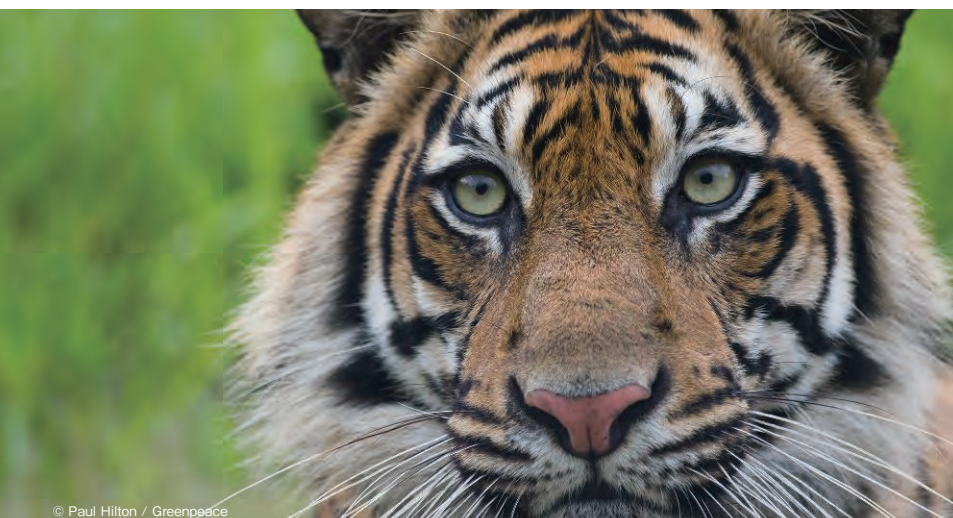
グリーンピースは、企業や政府からの財政支援を受けず、地球規模で生じるさまざまな環境問題の解決のために行動するNGOです。

環境破壊の現場で目にした事実と科学的調査の結果を広く世界に発信し、独立した立場から政府や企業に働きかけ、たくさんの人と共に声をあげてきました。国境を超えて世界中の仲間と協力し成果をあげています。

© Caner Ozkan / Greenpeace

生物多様性を守る

動物や昆虫、植物などいろいろな生きものが、豊かな個性をもちながら互いに影響し合い、複雑な生態系のバランスが保たれていることを、生物多様性といいます。近年、その生物多様性が危機に瀕しています。国連の報告によれば、今後数十年で、約100万種もの生きものが絶滅するとされます。生物多様性が失われつつある主な原因は、森林伐採や汚染など開発による自然破壊や乱獲、気候変動とされています。化石燃料を燃やし、森林や海を汚し、資源を搾取するような経済優先の社会のありかたを考え直すべきときです。



これまでの成果

2015年

シェルが北極圏の石油開発を停止

2016年

アマゾンの森の巨大ダムが建設中止に

2017年

日本でオーガニック作物を取り扱うスーパーマーケット増加

ここでご紹介した成果は、ほんの一部です。
サポーターの皆さんと実現したその他のシステム・
チェンジの成果はこちらからご覧いただけます。



気候変動を防ぐ

産業革命以降、地球の平均気温は上昇し、2021年には1.1℃高くなっています。けれども、暮らしと命と生態系を守るには、平均気温の上昇を1.5℃以内に抑えなければなりません。すでに北極の氷は溶け出し、海拔の低い国は高潮の被害にあっています。日本でも、豪雨や酷暑、台風の激化などの異常気象は確実に増加しています。気候変動の原因は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスを大量に排出する人間の経済活動です。いますぐ、化石燃料から自然エネルギーへの大胆な転換が必要です。

これまでの成果

1997年

国連オゾン層保護賞受賞

2002年

日本でノンフロン冷蔵庫の発売を実現

2011年

Facebookが自然エネルギーにシフト。
Apple、Googleなど他のIT企業も同様の動き。

2020年

二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、「ゼロエミッションを実現する会」発足



© Greenpeace / Alex Yallop

地球を汚染させない

残念ながら、自然豊かな美しい青い地球を汚しているのは私たち人間です。人間の経済活動がさまざまな形で地球を汚染しています。その影響は自然の持つ回復力を超え、修復不可能なレベルにまで進みつつあります。使い捨てのプラスチックは膨大なマイクロプラスチックとなり、世界中の海や魚介類だけでなく、土や水や空気を汚しています。大量に生産・消費される衣服は、製造過程で使用される染料や有害化学物質によって水や土壌を汚染しています。大気もまた、工場からの煙や自動車の排気ガスによって汚染されています。

これまでの成果

2011年～

東京電力福島第一原発事故直後からの継続的な放射線調査

2013年

ユニクロを含むアパレル企業が有害化学物質全廃を約束

2021年

プラスチック・フリーのお買い物を助ける「グッバイ・ウェイスト」発表



© Troy Mayne / Oceanic Imagery Publications

遺言によるご寄付

遺贈寄付とは

遺贈寄付とは、遺言によって財産の一部（もしくは全部）を特定の個人や団体に寄付することです。遺贈するには、お元気なうちに遺言書を作成し、ご自分の意志や希望を示しておく必要があります。遺言書は何度でも書き換えることができ、金額はいくらでもかまいません。財産の受取人にグリーンピース・ジャパンをご指定いただくことで、美しい自然環境を残したい、生物多様性を守りたい、そんなあなたの思いを未来のためにかたちにできます。

遺言によるご寄付(遺贈)の流れ

ご相談

お元気なうちにご家族や大切な方にあなたの思いを伝え、今後について話してみましょう。エンディングノートなどを活用して、あなたの希望や、やるべきことをまとめておくことで安心です。これまでの人生を振り返ることが、これからの人生を明るく有意義に過ごすことにつながります。

遺贈寄付についてご質問などがある場合は、いつでもお気軽にお問い合わせください。お近くの専門家をご紹介することも可能です。不動産による遺贈をお考えの場合は、事前にご相談ください。



オリジナルエンディングノート、 つくりました！

遺言を書くのは少しハードルが高いと思われるかもしれません。そんな方は、まずエンディングノート（終活ノート）を書いてみませんか。グリーンピースへの遺贈寄付についてご検討いただける方に差し上げています。



遺言書の作成



遺贈寄付の実現には、遺言書の作成が必要です。遺言書には「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があり、「自筆証書遺言」は法務局に預けることも可能です。

「自筆証書遺言」の場合、形式が誤っていたり、必要事項に漏れがあったりすると効力が失われるなど、注意が必要です。(p.9の例は一般的なものです。専門家への相談と確認をおすすめします)

不動産や金融資産(株券や投資信託など)、物品の遺贈も可能です。換金して活用されます。現物をご寄付の場合は、専門家に相談のうえ、各種資産の現金化と税金など諸費用の清算を遺言執行者にご依頼いただき、その旨を遺言書にご明記ください。山林や田畑など受け付けできないものもあるため、事前にご相談ください。

思いを確実に実現するには、公正証書遺言がおすすめです。

注意点！ 遺言執行者をご指定ください

遺言書の内容を実現する人を遺言執行者といいます。遺言書の中で指定し、成人であれば誰でも指定できますが、執行には専門的な手続きが含まれることが多いので、弁護士、司法書士、行政書士など専門家へ依頼することをおすすめします。

注意点！ 遺留分へのご配慮をお忘れなく

遺産相続では遺言が優先されます。遺留分とは、配偶者、親、子、孫など直系尊属にあたる相続人の最低限の権利であり、法律で保護されています。遺留分を侵害された相続人は、遺留分減殺請求(取戻請求)を行うことが可能です。残された家族間のトラブルを避け、あなたの思いを実現するためにも、遺留分への配慮は大切です。

	公正証書遺言	自筆証書遺言	自筆証書遺言の法務局保管
作成方法	公証役場へ行き、2名以上の証人の立ち会いのもと、公証人に遺言内容を伝え、公証人が作成してくれます。病気などで足を運べない場合は、公証人が自宅や病院などへ出向いてくれます。	遺言内容の全文と日付、署名を自筆で書き、捺印して作成する遺言書。パソコンなどの使用や代筆は不可です。(財産目録のみ、パソコンの使用も可能ですが、全ページに署名捺印が必要とされています)	
保管とリスク	公証役場で保管。 紛失・改ざんのリスクがありません。	保管場所は自由。 紛失、改ざん、発見されないなどのリスクがあります。	法務局で保管。 紛失などのリスクはなくなります。
検認	不要	必要	不要
特徴・注意点	形式的なミスや偽造のおそれがなく、有効な遺言書を確実に作成できます。執行時に必要な書類も簡素化でき、すぐに遺言執行に着手できます。遺言執行者に逝去の通知が必要です。財産額に応じた費用がかかります。	手軽に、いつでも、費用がかからず作成できるのが最大の魅力です。法的に有効な内容を書くのは難しく、形式不備により無効になるリスクがあります。遺言執行者に逝去の通知が必要です。	手軽に、いつでも作成できます。作成後、近くの法務局に予約して申請に行きます。保管費用は数千円で、内容や書き方に関する確認や助言はありません。全相続人に遺言書保管通知が届きます。
参考ページ	日本公証人連合会 https://www.koshonin.gr.jp/list		法務局 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

3 遺言書の保管期間

遺言書を書いたことを家族などに伝えておきましょう。遺言書は何度でも書き換えができ、最後に書かれたものが有効となります。

遺贈先にグリーンピース・ジャパンをご指定いただいた場合は、よろしければご連絡ください。お気持ちを受け止め、お礼をお伝えする機会を頂戴できましたら、ありがたく存じます。

お知らせいただいた方には、ニュースレターによる活動報告や、非公開特別イベントへのご招待など、活動をより深くご理解いただける機会をご提供します。個人情報厳重に管理され、ご本人の了承なしに遺贈の意志やその事実が公表されることはありません。



4 ご逝去～遺言執行

あらかじめ信頼できる方を通知人に指定し、もしものときの連絡をお願いしておきましょう。どの種類の遺言書であれ、遺言執行者にご逝去の連絡がないと、遺言の執行が開始されないためです。また、自筆証書遺言を法務局以外で保管していた場合は、開封する前に家庭裁判所で検認という手続きが必要です。

自筆証書遺言を法務局保管にした場合は、ご逝去後、申請時に指定していた人に遺言書が保管されているとの通知が届きます。遺言書が誰かに閲覧されたときにも、全ての関係相続人に遺言書が保管されていることが通知されます。これが法務局保管の最大のメリットとされます。

遺言執行者により遺言が執行されると、寄付が実現され、環境問題への取り組みに活かされます。グリーンピース・ジャパンから、領収書、感謝状をお送りします。

注意点！ 検認とは？

相続人に対し、遺言の存在や内容を知らせるとともに、遺言書の内容を明確にして、偽造などを防止するための手続きです。遺言を執行するためには、遺言書に検認済証明書がついていることが必要です。公正証書遺言や、自筆証書遺言を法務局で保管する場合は、検認は不要です。遺言書作成の際は検認についても考慮するとよいでしょう。

遺言書の書き方例

自筆証書遺言の書き方の一例です。不備がないよう専門家へ相談することをおすすめします。

↑ 余白5mm以上 ↓

遺言書

1. 私は、私の所有する^①別紙1の不動産を、
長男〇〇(昭和●年●月●日生)に相続させる。

2. 私は、私の所有する^①別紙2の預貯金を、
長女□□(昭和●年●月●日生)に相続させる。

3. 私は、私の所有する別紙 3の預貯金のうち〇〇万円を
^②一般社団法人グリーンピース・ジャパン(東京都港区新橋
三丁目3番13号)に^③遺贈する。

4. 私は、この遺言書に^④記載のないその他一切の財産を、
上記〇〇に相続させる。

5. 私は、この遺言の^⑤遺言執行者として次の者を指定する。

主たる事務所 司法書士法人●●●●(東京都文京区●●●●●)

<付言事項>
XXXXXXXX (なぜこの団体や個人へ遺贈するのか、思いを添えることで寄付の
意志が明確に伝わるだけでなく、遺族や執行人の理解を深める助けとなります。)

^⑥令和三年四月十日

住所 東京都新宿区西新宿××丁目×番×号

^⑦平和 みどり子 捺印

↑ 余白10mm以上 ↓

② 遺贈先は正式名称と住所を記載する。
一般社団法人グリーンピース・ジャパン
東京都港区新橋三丁目3番13号

① 財産目録として、不動産の場合は登記簿謄本(全部事項証明書)などや、パソコンで作成した財産一覧でも可能。預貯金の場合は、通帳のコピーでも可能。

③ 相続人以外に財産を渡す場合には、「遺贈する」と記載する。なお、遺贈の場合には、遺言書の保管書の受遺者欄に氏名などを記載する。

⑤ 遺言執行者に専門家を指定すると費用はかかりますが、迅速かつ確実に手続きが進み、遺族の負担も軽減します。専門家にぜひご相談ください。

④ 財産が漏れると遺産分割協議が必要になるので、漏れないように記載する。

⑥ 遺言書を作成した年月日を必ず記載する。「●年●月吉日」はNG。

⑦ 署名+押印が必要。認印でもよいがスタンプ印は避ける。

監修:司法書士法人東京さくら 三浦美樹代表司法書士

Q&A

より詳しい説明をご希望の場合は、お気軽にお問い合わせください。専門家による無料相談もご紹介可能です。

1 金額は いくらから？

いくらからでもありがたくお受けし、大切に活用させていただきます。遺贈寄付というと高額をイメージされる方が多いようですが、金額は自由にお決めいただけます。現金以外の物品の遺贈や、預貯金が残ったら遺贈すると記載することも可能です。

2 相続税の控除は 受けられますか？

グリーンピース・ジャパンへの遺贈分（遺言書にご意志を示したうえでのご寄付）は、相続税の課税算定額から外されます。遺産からご寄付金額を差し引いた額が相続税算出の対象財産となります。領収書を送付いたしますので、相続税の申告の際にご利用ください。

3 不動産は 寄付できますか？



不動産や有価証券、車や家具など物品は、原則として遺言執行者の方に現金化していただき、税金や諸費用などを差し引いたうえで、ご寄付をお願いしています。山林や田畑などお引き受けできないものもあります。不動産によっては現物のままでお受けできる場合もあります。現金以外でのご寄付をご検討の場合は、お問い合わせください。

4 遺言執行者は誰に頼めばいい?

遺言執行者は、遺言の内容を実現する大切な役割を果たす人です。成人であれば信頼できる身近な方を指定することも可能です。一方、遺言の執行には大変な労力が必要となるだけでなく、法律に関する専門的な手続きが含まれることも多いので、弁護士や司法書士、行政書士などの専門家に依頼するほうが安心です。専門家をご紹介しますことも可能です。お気軽にお問い合わせください。



5 全財産を寄付したい

全財産のご寄付も可能です。相続人がいる場合は「遺留分」にご配慮ください。お気持ちを円滑にお受けするためにも、相続人の方とお話し合いをお願いできたら幸いです。なお、遺留分についてはP.7の注意点をご参照ください。兄弟姉妹、甥や姪には遺留分はありません。

6 遺言書はいつ書くのがいい?

遺言書は15歳以上であればどなたでも作成可能です。思い立ったが吉日です。また何度でも書き換えができます。

遺言書を書くうえで注意したいのは、遺言能力の有無です。遺言能力とは、遺言の内容を理解し、遺言の結果を認識できる意思能力です。重い病気や認知症になってから作成した遺言では、無効とされる場合があります。心身ともに健康な間に作成しておくことが、大切です。

7 遺言書の内容が 実現されるか心配です



ご逝去の連絡が遺言執行者に伝わらないと、遺言は執行されません。あらかじめ信頼できる方や身近な家族・親族に、遺言執行者の連絡先を伝えておきましょう。せっかくのご意志が確実に実行されるためには、遺言書に不備がないこと、適切な遺言執行者を選定すること、遺言執行者へ確実に連絡があることの三点が重要です。

川原田先生、遺言書が必要な理由を教えてください！

和平（かずへい）さんは67歳。定年後は、地元仲間と浜辺を掃除したり、家庭菜園を楽しんだり、悠々自適な毎日です。同年代の友達とは終活の話題が出ることも多く、司法書士の川原田先生に遺言書をどうしたらいいか、尋ねてみることにしました。

和平「先生、遺言書は絶対書かなくてはいけないんですか？」

川原田先生「人によっては書いておいたほうがいいです。たとえば、和平さんが亡くなった後、持ち家はどうするつもりですか」

和平「妻が住み続けると思います」

川原田先生「息子さん二人も家が欲しいと言ってくれば、奥さんを含めた皆さんの話し合いで家の所有者を決めないといけなくなりますね。そういうのために、持ち家は配偶者に相続させる、と遺言書に書いておけば間違いなく奥さんに残すことができます」

和平「なるほど。ほかに遺言書が必要になるのはどんなケースですか」

川原田先生「息子さんの奥さんに世話になったから財産の一部を贈りたいとか、きょうだいで経済状況が違うので差をつけて相続させたいとか。今は再婚する人も多いので、前の配偶者との間に子どもがいる場合も遺言書があるといいですね」

和平「想像以上に、遺言書を書いたほうがいい人

は多いんですね」

川原田先生「そうですね。和平さんがサポーターをしているグリーンピース・ジャパンに遺贈するときも、遺言書は必要です。遺言書の中で思いを伝えて残された家族が理解できるようにしましょう」

和平「遺言書が重要なことはわかりましたが、自分の年齢を考えるとまだ早いかなと思ってしまいます」

川原田先生「今はお元気ですが、認知症になってからでは遅いんです。まだまだ元気、まだ早いというぐらいのときに書いておくことをおすすめします。そうすれば、その後の人生も安心ですし、心配事がなくなりますよ」

和平「確かにそうかもしれないですね」

川原田先生「遺言書を書くときはぜひ専門家を頼ってくださいね」

和平さんが尋ねたのは…**川原田慶太先生**

司法書士法人おおさか法務事務所
代表社員
大阪府堺市出身。京都大学法学部卒



相続財産からの寄付

相続財産からのご寄付とは、ご遺族が相続された財産からのご寄付です。故人のお志を受け継ぎ、環境保護のために役立てることが出来ます。ご寄付いただいた方には、年数回ニュースレターなどの活動報告書をお送りいたします。また、故人様のお名前でご感謝状をお送りすることも可能ですので、故人様を偲び、そのお人柄を振り返るきっかけにさせていただきますと幸いです。

活動の独立性を大切にしています

遺贈をお考えになると、税制優遇措置について関心を持たれる方もいらっしゃるでしょう。グリーンピース・ジャパンは、税制優遇措置のある公益財団法人などの資格を取得していません。これは、権力からの介入をできるだけ取り除くためです。政府や企業からの資金援助を一切受けないのも、複雑な利権や利害が絡む環境問題の解決には、独立性と中立性こそが必要不可欠であるという理念からです。

税制優遇措置がないからこそ、いかなる企業や

政府に対しても、独立した立場から問題点を指摘できます。おもねることなく、解決策を示すことができます。環境破壊はときとして政府や企業が深く関わるからこそ、独立性を守るこの理念がグリーンピースならではの強みであると考えています。

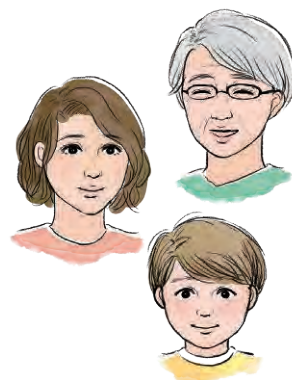
気候変動を食い止める。海洋・土壌・水質汚染を防ぐ。森林や海、生物多様性を、そして平和を守る。将来世代に安心して暮らせる美しい地球環境を残したい。そんな皆さまの思いとともに、グリーンピースは活動を続けていきます。

姉の想いを汲んで、 グリーンピースへの寄付に決めました

福岡県 S.K.様

姉の財産を相続したとき、姉の気持ちに添うような形で使いたいと思いました。生前、姉は環境問題にとっても関心を持っていました。ですから、グリーンピース・ジャパンに寄付して、環境を守るために使っていただければ、姉も喜んでくれるだろうと思ったんです。姉に対する私の供養の気持ちでもありますし、私自身も納得のいく方法です。

福島放射線調査など、ほかの団体では難しい活動を続けているのを見ると、グリーンピースに寄付してよかったと感じます。長く続く活動のために、継続的に支援し続けていきたいと思っています。



あなたのご寄付でできること

いただいたご寄付は、さまざまな形で環境を守るための活動に使用されます。

30万円
報告書



調査結果をまとめた報告書を作成。

100万円
発信



環境破壊の現状や解決策などを、国内外のメディアやSNSを通して広く発信。

300万円
政策提言



環境保護に必要な企業の方針や政策・法律が策定されるよう働きかける。

1500万円
調査



環境破壊の現場で科学的な調査を実施。

ご寄付の活用例

〔調査＋報告書＋発信〕



東京電力福島第一原発事故直後から放射線調査を継続的に実施し、その結果を世界に公表しています。調査には、海外から招いた専門家も参加します。(2011年～)



東京都議会議員選挙の立候補者に対して気候変動対策に関するアンケート調査を行い、その回答内容を踏まえて投票しようと呼びかける意見広告を、東京新聞に出しました。(2021年)

〔調査＋政策提言＋発信〕



〔調査＋政策提言〕

北極から南極へ、グリーンピースの船・エスペランサ号で大西洋を航海。世界中の海を探索し、海的美しさ、かけがえのなさ、そしてそれが失われつつある現状を世界に発信、世界の公海の30%を海洋保護区にするよう訴えました。(2019年)



グリーンピース 7つの約束

1. 創造性あふれる平和的な方法で行動します。
2. 権力から独立した存在であり続けます。
3. 科学的調査に基づいた解決策を提示します。
4. 透明性と多様性を尊重します。
5. 目標達成に向けて、大胆かつ勇気ある行動を起こし、最後まで諦めません。
6. 世界中の55以上の国と地域にあるネットワークを活用し、グローバルに行動します。
7. 世界中の300万人のサポーターそして、あなたとともに。

ご質問などがございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

 03-5050-0075（平日10:00～17:00）

一般社団法人 グリーンピース・ジャパン



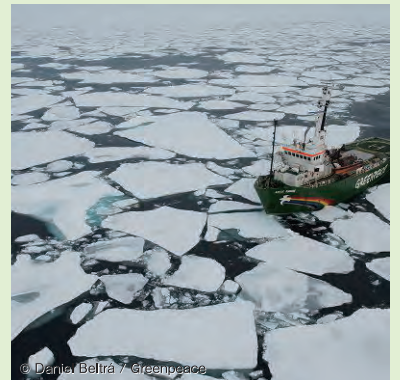
*Our mission is
“Protect nature
Protect life
and
Protect our future.”*



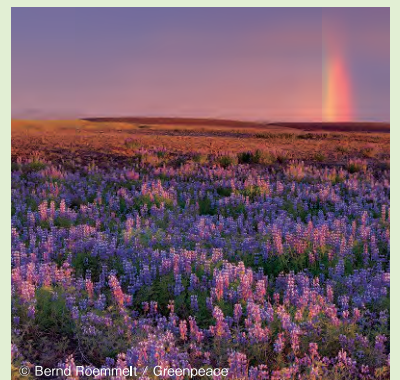
© Kemal Jufri / Greenpeace



© Paul Hilton / Greenpeace



© Daniel Beltra / Greenpeace



© Bernd Römmelt / Greenpeace

GREENPEACE

一般社団法人 グリーンピース・ジャパン

〒105-0004 東京都港区新橋3-3-13 Tsao Hibiya12階

TEL 03-5050-0075

